

昭和二十三年十月十六日印刷

昭和二十三年十月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會會議錄 第四十号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君
委員 長 井伊 誠一君
委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

委員 長 井伊 誠一君

○井伊委員長 會議を開きます。
刑事訴訟法を改正する法律案を議題といたします。
○磯谷委員 昨日中途でやめたのです。が、引續いて聴きたいのは、昨日の御説明で身柄を拘束せられた者に対して救済の手続を認めたことが、本法のいづゆる基本的人権を保障するゆえにあるというお答えでありましたが、私

には根本的に違つた考えをもつておるのではありません。人身保護の根本は、必要なる拘束をしないといふことが大原則でなければならぬ。しかるに拘束はするが救済はしてやるのだから基本的人権を保障したといふ御説明には、何としても承服することはできないのであります。この点はいかにかにお考えになつておられるか、まずそれから聞いてかかれます。

○野本政府委員 その点につきまして、本案におきましては、罪を犯したことを疑ひに足る相当な理由があるとき、こういう條件を積極的に設けておきますので、全然罪を犯したことを疑ひに足る理由のないような場合には勾留される。そういうことがありま

るに、その意味で現行法よりもはるかに実質的な担保は強くなつておるものと信ずるものであります。
○磯谷委員 はなはだわが意に充たぬ御答弁であります。現行刑法では八十七條において「被告人定リタル住居を有セサルトキ」被告人罪証を源説スル虞アルトキ「被告人逃亡シタルトキ」又ハ逃亡スル虞アルトキ「この條件があつて初めて勾引し、この條件があつたときに初めて被告人を勾留することができるといふことは九十條において決定してあります。いかに犯罪を犯したる嫌疑があつたからと云つて、この條件がなかつたら勾留することはできないといふ建前になつておるのであります。しかるに改正法案はこれをいふん狭いものにいたしました。現在のこの規定よりも狭くしておる。しか

たの方でそれ以上の答弁ができないならば、後で聞いてもよろしくござい

ます。
○野木政府委員 ただいまの点につきましては、検務長官の総括的説明のうち、第八章被告人の召喚、勾引及び勾留の項の第一項で、ただいま私が申上げた点をとりとめて説明してある次第であります。いま一度これを繰り返しますと、御指摘のように本案におきましては、勾留につきましては現行法の考えをまつた変えまして、英米法的考えを導入しまして、勾留の理由としては、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由あることを条件としたしまして、全然嫌疑のない者は拘束を受けることがないように、裁判官に対して、疑うに足る相当の理由があるかどうかという審査の義務を負わせ、逆に住居不定とか何とか、そういう理由は必ずしも勾留するに当つては必要としない、そういう建前であります。

○鐵治委員 それではあとで法務総裁なり検務長官に、われ／＼の考えていること並びに本改正案の趣旨についてお聞きすることにいたします。

次いで私のお聞きしたいのは、逮捕と勾留との関係であります。この逮捕についても、犯罪の嫌疑がありさえすれば、いつでも逮捕できるといふ建前のようではありますが、やはりそうでありますか。

○野木政府委員 第九十九條の規定によりまして、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときには、裁判官のあらかじめ発する逮捕状によつてこれを逮捕することができ、そういうことになつております。

す。

○鐵治委員 二百四條だと思ひますが、逮捕をしたら四十八時間以内に被疑者の勾留を請求しなければならぬとありますが、これはやはり勾留の要否を考へることなく、逮捕の原因があれば当然勾留ができる、がよりに解釈するはかたはないのでありますか。

○野木政府委員 第九十九條の規定によりまして、裁判官が検察官等の請求によつて逮捕状を出す場合には、被疑者がはたして罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるかどうかというところを取調べまして、相当の理由があると認めた場合に、初めて裁判官は逮捕状を出すわけであります。それからその逮捕状に基づいて検察官は被疑者を逮捕し、あるいは警察官が逮捕したときには、二百三條の規定によりまして四十八時間以内に検察官に送致の手続をする。検察官がこれを受取つた場合には、二百五條の規定によりまして、二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならぬ。被疑者の勾留の請求を受けた裁判官は、総則の規定にもとづいて、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときにはこれを勾留することとができる。これは起訴前の被疑者の勾留についてもこれが準用になつておりますので、やはり勾留状を発するた

めには、再び被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるかどうかをさらにそこで審査をして、相当な理由がある場合に限つて勾留状を発する。しこうして勾留状を発するにつ

く要点なのであります。

○野木政府委員 ただいまの点につきましては、捜査段階における勾留と、公訴を提起と同時に勾留と区別して考へたいと思ひます。検察官が警察から逮捕された被疑者を受取つて、二十四時間以内に取調べをして、一応勾留の請求をするときに、なお起訴するか起訴しないかを決定するだけの調べができていない場合には、起訴しないので勾留の請求だけをいたすことになるわけであります。そうしてその勾留の請求は、どつちかと言へば捜査のための勾留でありまして、この場合におきましては、総則の勾留の規定も準用になるわけでありまして、ただ保釈に關する規定は準用になつておりません。従ひまして裁判官は犯罪を犯したことを疑うに足る相当な理由がある

と認めるときには勾留状を発し、勾留状を発した後は、もし勾留の必要がなかつたという場合には、検察官の方で、起訴前でありましたらこれを釈放することができるといふ建前であり

ます。起訴後でありましたら、もし裁判官の方で犯罪を犯した相当の理由があつても、現実に拘禁しておく必要がないと思ふ場合は、勾留をする

もらうときには、罪を犯したと認めるべき相当の理由のあるときに逮捕状が出される。そこで逮捕状が出て検事が取調べると、二百四條によつて四十八時間以内に勾留の請求をする、こ

うなつております。そこで先ほど言つたように六十條の規定から見れば、犯罪を犯したといふことを疑うに足る相当の理由があれば勾留できる。こ

ういふことから、この場合には勾留の要否といふことを眼中におかないで、犯罪の嫌疑ありや否やといふことだけをもう一遍調べるのか。それとも進んで勾留の要否を調べるのか。こ

ういふことを私は聴きたいのです。
○野木政府委員 その点につきましては、やはり捜査と起訴後の場合を一応区別して考へてみたいと思ひます。捜査の場合においては捜査の必要上、勾留状の請求がなされるわけであり

あれば、もう調べぬでもいいといふことになるのでしよう。犯罪の嫌疑があるときに、疑うに足る相当な理由があれば逮捕状を出す。逮捕状を出した

通りだから勾留します。こ

ういふことになりま

○野木政府委員 逮捕状を出すにつきましては、被疑者に全然當つておらずに、捜査官側の証拠によつて出すわけでありまして、勾留状を出すについては、さらに被疑者自体の弁解を聴いたりして出すのでありますので、理論的に申しますとその弁解を聴くことによつて、犯罪の嫌疑が全然なくなるというこ

うに考へます。

○**鐵治委員** 先ほどからいふんやつたのですが、どうも政府委員の御説明を聴くと、不拘束で調べるというのを原則とする考へだ、これはよろしいのですが、一旦拘束したものを八十九條その他によつて不拘束にして調べるという考へのように先ほどいふん聴いておられますが、それでは私の考へとは違ふのです。一旦拘束したものを放すならば、初めから拘束せんといいものは拘束しなければ、一番私は基本的人権の保障の根本だと思ふ。

それを聴いておるのです。そこで最初にやるべきにそういう條件が要るのか要らぬのか、これを言うのです。一方抑えてから放すということ、私の聴くのととは、根本的な違いがあるので。

○**本内政府委員** なお先ほどの説明で言葉が多少足らなかつた点もあると思ひますから、補足して御説明申し上げたいと思ひます。

一面被告を勾留しておること、公判の進行ということも考慮に入れたものであります。たとえて申しますと、今度は現行法のような逃亡のおそれがあるときと、そういう点は除かれましたが、しかしながら建前は先ほど申しました通りに、罪を犯したことを疑ひに足る相当な理由ということがあります。そのうちには理由というものが勾留する一つの理由となつておりますが、勾留するかしんかの裁判所の判断のうちには、公判の進行も考慮して、被告がもし逃亡するとかいふようなことがあつては、公判の進行上差支えが生ずる場合もあり得る。さういふ点もこの勾留が否かを

決定する場合には資料にされる、かように考へた次第であります。

○**鐵治委員** そうすると逃亡のおそれなしという確信があれば、勾留せぬでもいいということになるのですか。

○**本内政府委員** しかし結局もにかへつて、それだけが勾留するかしんかを決定するのではなくて、やはり根本は犯罪を犯したことを疑ひに足る相当な理由があるかないかということ、その勾留をするかしないかを決定する重大なる点である。さう考へる次第であります。

○**鐵治委員** ぐる／＼まわりますが、もちろん大前提としての犯罪を犯した嫌疑がなければ、これをやらんことは申すまでもありません。これがあつて、そのほかに逃亡のおそれがあるとか、証拠隠滅のおそれがあるというものでなかつたら、勾留できないのじやないかと私は聴いた。先ほどからもあなたがおっしゃる。さうすればこのほかに逃亡のおそれがあるとかないとか、証拠隠滅のおそれがあるとかないとか、さういふことを前提にきめなくてはならぬのではありませんか。それともさういふことはなくともいいんだ。

犯罪の嫌疑さえあればいいんだ。さう言われるか。そこなんです。

○**野木政府委員** この六十條の考へ方と、現行法の八十七條の内容とする九十條の考へ方と、根本的に違ひます。六十條の場合には裁判所としては勾留するかどうかにつきましても、罪を犯したことを疑ひに足る相当な理由があるかないかという点を調べまして、なぜそのようにはしたかと申しますと、罪を犯したことを疑ひに足る相当な理由がある場合には、むしろ一応身

柄を勾留しておく必要があると、推定すると申すまいか、一応推定されたいという考へ方でありまして、現行法のように定まりたる住居を有せず、罪証を隠滅する虞があると書きまして、勾留に際して裁判官側で積極的にかういふことまでも調べ上げて勾留するかどうかをきめなければならぬ。さういふことになりまして、その点が非常な差異があると思ひます。

○**鐵治委員** 一つの所にあまり止まつていてもしょうがありませんから、結論だけ申しておきたいと思ひます。先ほど長官のおっしゃつたようなことが、当然考慮せらるべきものと思ひますが、しかし考慮せんで勾留の言渡しをしてでもやむを得ないと思ひます。さういふことになりまして、結論は犯罪の嫌疑さえあればそれで差支えないと思ひます。

○**本内政府委員** そういう場合もあり得ると考へます。そのために八十九條による権利保障の問題が起きてくると思ひます。

○**鐵治委員** そこで私は長官にぜひ聴いてもらいたい。先ほどから野木さんとはさういふ議論したが、さうである

とすれば、本法の第一條には基本的人権の保障をもつて眼目とすることを規定してある。しかるに現行刑事訴訟法よりも、人身をたやすく拘束ができるというところになつて、それで一人一人の保障ということが言ひ得るものでしょうか。本法を改正せられる根本趣旨に逆行するものと私は考へざるを得ない。なるほど先ほどの御答弁で聞き

ますと、その代り八十九條以下の保釈の制度、もしくは身柄拘束の理由開示の制度等があつて、十分保障しておる。さう言われるが、それは消極的の保障である。何と言つても最初から必要のないものは留めぬということほど大きな保障はない。それを何でもかんでも犯罪の嫌疑さえあれば、あとはどんなことがあろうと留めておく。その代りあとでやるからいいのだということとは、基本的人権の保障ということとはたいへん逆行である。かように私は考へるのであります。長官その他この立案に当られたる法務廳の根本方針として、これをどうお考へになつたかを承りたい。

○**本内政府委員** 御心配の点はまことにさういふことも私も考へます。しかしながら現行法には勾留するについて三つの條件を規定しております。つまり、改正案においてはこれを除いてあります。一、犯罪の嫌疑があつて、二、一、二、三の三つの条件は勾留できるわけでありまして、改正案におきましては、ただちよつと嫌疑があるというだけではだめでありまして、いわゆる「疑ひに足る相当な理由」といふものがあつておるのであります。實際の裁判所の判断といたしましては、從來のさういふ勾留のいたしかたとは非常

に變つてくると私も確信しておるのであります。従つてこの六十條については、現行刑事訴訟法、人権の保障について退歩しておると思へない次第であります。なお、これが実施される際には、政府當局としても、この点については御心配のないように、十分通牒等を出してやるつもりである次第であります。

○**鐵治委員** 議論がましくなりましてけれども、現行法のもとにおいては犯罪の嫌疑のない者も、八十七條の要件さえあればひつぱるというところでありまして、どこへ行つたつて犯罪の嫌疑の濃厚な者でなければひつぱらない。○**本内政府委員** そんなことは言わな

い。嫌疑があつてのことでありまして。○**鐵治委員** それは當然だと思ひます。そこで今長官は、實施にあたつてはわれ／＼の憂えておるようなことをなくすると言われましたが、それならばいつそのこと、明文に表わしておくほどういふことではないのであります。何か明文に表わしていかぬ根本的な理由があるのであります。

○**本内政府委員** 改正案は大體英米法を参照してでき上つたものであります。英米法には御質問のような條項がないために、本改正案においてはそれを採用しなかつたわけでありまして。○**鐵治委員** われ／＼はただいまの答弁では、本法改正の根本趣旨は入れられてはおらぬというように考へます。基本的人権を保障するということを建前とする以上は、現行刑事訴訟法より簡単に身柄の拘束ができるということでは、法律の系統が変るからとおつしやつても、さういふことではさういふ系統の法律をとつてこられることが、

かえつて退歩になると言わざるを得ないのでありまして、これはこれ以上議論してもやむを得ませんから、十分御考慮願ひ、また私も研究することにし、かように考えます。

そこで、同じことなるのでありますが、六十一條を見ますと「被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。」となつておられます。これが勾留理由の開示の規定であらうと思ふのであります。そこで憲法第三十四條には「正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」といふことが規定されておりますが、この「正当な理由」といふことは、これだけではこの六十一條に現われておらぬように思ふのであります。いかがですか。

○木内政府委員 御趣旨のことは六十條と六十二條の二つの條文にわけて書いてあるわけでありまして、

○磯谷委員 私に言うのは「被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後」といふことですが、これだけでは憲法第三十四條が要求しておる「理由を直ちに告げ」とか「正当な理由がなければ」といふ理由が欠けておるよう思ふのであります。いかがですか。こゝういふ質問なんです。これだけでよいのでしょうか。

○野本政府委員 憲法第三十四條前段の「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。この條文を受けたものは、抑留に相當する勾引につきましては第七十

六條、拘禁に相當する勾留につきましては第七十七條の規定をもつて受けておる次第であります。それから第三十四條後段の前の分「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、

といふ点につきましては第六十條で「被告人が罪を犯したことを疑ひに足る相當な理由があるときは、これを勾留することが出来る。その條文で受け、憲法第三十四條後段のあとの分「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。この條文は本案の第八十二條ないし第八十六條の規定を受けておる次第であります。

○磯谷委員 私の聽かんとする意味があなたの方によく通ぜない。結局は先ほどの議論と同じなのですが、六十一條に「被告事件を告げ」と書いてある。それから七十六條には「公訴事實の要旨」と書いてあります。この被告事件を告げまたは公訴事實の要旨を告げることが、拘禁することについて正当な理由か、かように解釈しておられるのであるか。われわれはこれだけではさう思へぬがどうであります。こゝういつて聽いておる。

○野本政府委員 憲法第三十四條には、理由という文字がたしか三箇所出てきておりますが、この最初の「理由を直ちに告げられ」といふこの理由は、英文によりますとたしかチャージといふことになつておりました。これはいわゆる控訴事實、それでさしぐ足るものと稱じておる次第であります。あとの「正当な理由がなければ、拘禁されず、これはたしかコーズとい

う言葉になつておると思ひます。そうしますとこの点は單に控訴事實といふのは多少ニュアンスがありまして、従ひまして八十二條におきまして「拘留の理由の開示を請求する」だけといふこととして、控訴理由の開示を請求するといふ点と使いわけておる次第であります。

○磯谷委員 これはまた議論が先にもどりますが、先ほどから言つておるうちに、犯罪の事實があつてもこれを拘束するにあらざれば捜査ができぬとか、公判がやれぬ、理由がなかつたらやらぬのだといふ建前であれば、これだけでは足らぬといふことになりまして、今のあなたの御説明からいふと、なおさらそんなことはどうでもいいのだ。犯罪の嫌疑さえあればいいのだが、嫌疑の事實だけを告げてやればいいといふことに聞えますので、そのあとは議論になります。私としてはそれだけでは足らぬ。殊に現行法から見ますならば、たいへん退歩の規定になつておる。こゝう言わざるを得ないのであります。これは意見の相違ですから、そのくらいにしておきます。

○井伊委員 休憩いたします。

午後三時三十分開議
○井伊委員長 休憩前に引続き、會議を開きます。

○磯谷委員 裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について各党の協同提案になる修正案が提出せられております。これを朗讀いたします。

第一項のうち「専任二百五十二人」を「専任三百七十一人」に改める。」「判事補専任二百五十二人」を「判事補専任三百七十一人」に改める。」「第二項のうち「専任一人」を「専任十人」に改める。」「専任一人」を「専任十人」に改める。」「第二項の次に左の一項を加える。

第三條第二項中「十人」を「二十人」に改める。
第三項を第四項とし、同項のうち、「専任三百二十一人」を「専任三千六百九十五人」に改める。」「専任三百六十九人」を「専任三千九百三十六人」に改める。」「専任四人」を「専任二百五十九人」に改める。」「専任三百五十七人」を「専任五百八十八人」に改める。」「専任二百九十七人」を「専任三百七十一人」に改める。」「第四項の次に左の一項を加える。

第五條中「専任二人」を「専任十一人」に改める。」「専任四人」を「専任二十人」に改める。」「専任三人」を「専任五人」に改める。」「修正案の提案理由を説明願ひます。

○石川(金)委員 ただいまの修正の理由を申し上げます。

○磯谷委員 裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案として、さきに政府より提案したものは、昭和二十三年度五、六月分の暫定予算により認められた(一)判事補五十五人、(二)司法研修所一級教官九人、(三)二級裁判所事務官四十八人、(四)三級裁判所事務官二百四十八人の増員を理由とするものであり、しかもこの法案は、これよりさき國會に提出され、現在審議中の檢察審査会法案の附則第三項に檢察審査会事務官に指名せらるべき裁判所事務官として二級六十二人、三級五百三

十八人、合計六百人の増員に伴う裁判所職員に關する法律の一部改正の規定が挿入せられたので、同法律案が本法律案より先に成立することを予想して、提案されたものであつた。しかるに檢察審査会法案の成立の見込が目下のところ確定しないので、本法案中の第三項、裁判所事務官關係の第四條の改正の数字を檢察審査会事務官の増員をないものとして修正する必要があるのである。なお昭和二十三年度本予算において裁判所職員の増員が予定されているので、これを本法案の修正の形で取り入れることにする。その増員の内訳は左の通りである。(一)判事補の増員は暫定予算と相違なし。(二)司法研修所一級教官十二人増員(内五人は二級より昇格)(三)判事補十人を二級より一級に昇格(四)裁判所事務官一級一人、二級四百三十八人、三級九百十四人増員(五)裁判所事務官二級二人、三級十四人増員、以上が修正案を提案いたしました理由でありまして、御賛成を願ひます。

○井伊委員長 本案について御質疑はありませんか。

○磯谷委員 この判事補の増員は、どういふものから判事補をとらうという計画でありますか。その点お聴きたいと思ひます。

○岡咲政府委員 お答え申し上げます。判事補は裁判所法の規定によりまして、司補修習を完了した者から任命いたしますことになつておるのでございまして、すでに裁判所におきまして司補修習を終り、高試を経て判事補に任用し得る資格を有する者が、相當数現在その任命を待つておる次第でございます。この法律案によりまして、

五十五人新しく人員が認められますならば、その司補修習を終りました者は、判事補に任命になる予定でございます。

○鐵治委員 そうするとつと平たく言えば、今年の修習を終えておる者のうちからという意味になりますね。そうすると今年は修習を終えた者がいくらかあつて、そこで五十五人とするのと、あとどれだけ残つておるのでしょうか。

○岡崎政府委員 現在修習を終りました判事補の数が何人おられますか、それは正確に今存じておりませんが、五十五人の増員が認められますならば、先般高試を終ました修習生は全部任用される関係になつております。それから今年中に修習をいたしております司補修習生の増員は、たしか昨年採用されました者と、今年採用されました者を加えて、四百人に近い人数であつたかと思ひます。

○鐵治委員 そりすると判事として、その中から五十五人だけということになりますか。

○岡崎政府委員 これは速記を中止していただきますと思ひます。

○井伊委員 速記を止めて……

〔速記中止〕

○井伊委員 速記を始めて……

○鐵治委員 それでは本案を討論に付します。鐵治良作君。

○鐵治委員 ただいまの修正案に賛成し、さらに修正を除いた点については原案に賛成いたします。

○井伊委員 大島多蔵君。

○大島多蔵委員 本法案は目下の裁判所事務繁忙の折、緊急やむを得ないも

のと考へまして、修正点を除く政府原案並びに修正意見に賛成をいたします。

○井伊委員 榊原千代君。

○榊原千代委員 社会党を代表いたしました、本修正案並びに修正部分を除いた政府原案に賛成いたします。

○井伊委員 討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立議員。よつて全会一致をもつて提案のごとく修正に決しました。

次に、ただいま修正に決しました部分を除いた他の部分について採決いたします。ただいま修正と決した部分を除いては、原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員 起立議員。よつて修正部分以外は原案の通り全会一致をもつて決しましたので、ここに本案は全会一致で提案のごとく修正議決いたしました。

な。本案に対する委員会報告書の作成並びに爾後の取扱ひ方は委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと〕呼ぶ者あり

○井伊委員 御異議ないものと認めさせていただきます。

○井伊委員 次に刑事訴訟法を改正する法律案を議題といたします。鐵治良作君。

○鐵治委員 この改正案では拘留の開示手続という新制度を認められたので、この点、よほど顯眼的なものと考えられるのでありますが、これと拘留に対する異議申立てというものは別個にあるのであります。同一に見ておいてはなるか。その点がよくわからなかつたのでありますが、いかがでしょうか。

○野本政府委員 拘留に対する異議の制度は本案には取上げておりません。その代りに八十二條以下の理由開示の手続を入れた次第でございます。

○鐵治委員 そこで八十七條との関係でありますが、八十七條は一旦拘留をして、そのあとで拘留の理由がなくなつた、または必要がなくなつたときに拘留を取消す、こう見えるのであります。頭から拘留の理由がなかつたのだという場合は、本條によつて救済されるのであるか、それとも開示の手続のみによつて救済されるのであるか。

○野本政府委員 八十二條以下の開示の手続は、それ自体は必ずしも拘留取消とかいうことには結びつきませんので、開示の手続などをいたして、その結果拘留の理由がないということがわかつてきたような場合には、八十七條で拘留を取消す、そういうことになるわけでありまして、なおまた八十七條は、開示の手続とは関係なく、これだけでも働きのすることになつております。

○鐵治委員 私疑問をもちますのは、八十七條を見ますと、拘留の理由または拘留の必要がなくなつたときというのです。だから拘留の理由がなくなつたとき、次は拘留の必要がなくなつたとき、こう二つに分けられる。しかし

いずれも前に理由があつたのだが、その理由がなくなつた。以前には必要があつたのだが、現在必要がなくなつた。こう説き及ぶを得ないと思ふのであります。そこで頭からこれは拘留したことがそもそもの間違ひだ。こういうような場合はこの規定にはいるとは認められないのでありますが、そうするとそこで開示だけか。こういう私の質問ですが、いかがですか。

○野本政府委員 八十七條は、なくなつたときという表現になつておりますが、この解釈と申ししようが、初めからない場合は、もちろんこの規定によつて拘留を取消す必要はない、そういう趣意に解釈しております。

○鐵治委員 そりするとここで承りましたのは、それと開示の手続というものは、初めから拘留の理由のないときだけであらうと思ふのです。拘留の理由を聴いて、それでそれはどうも理由がありません、こう言うのですから、初めから拘留の理由がなかつたときだと解釈しなければなりません。そこで八十七條は、これも初めからなかつたものがはいるのだ、こういうことになりまして、この規定の方はさうなる簡便で、新法律として定められた開示の手続によつてこれを決定してもらつて、いうことは、非常に複雑をきわめておるのであります。開示の理由を聴いて、それはいかぬというときに、まずひとつ八十二條で取消してもらいた

い、こう請求したとすれば、その方は違法ではありませんか。

○野本政府委員 八十二條以下の、いわゆる拘留の理由開示の手続は、それ自体といたしましては、拘留の理由を公開の法廷で開示するというだけのこ

とでありまして、理由がなかつた場合に、取消すとか、あるいは保釈してやる、そういうような点は、第八十七條以下の規定によることになるわけでありまして。

○鐵治委員 それじや私はたいへん考え違ひをしておりましたが、そうすると開示はただ聴くだけなんですか。聴くだけに、こんな合議裁判所であるとか、いろいろなこういふむずかしい手続を書いてあるのではありませんか。これはそれこそもちろん解釈で解消して、それは違ひます、こう言うた場合には、拘留すべからざるものという決定をすることが前提だろつと思ふのですが、どうですか、私の考えは間違ひですか。

○野本政府委員 この拘留開示の規定を設けました趣旨をいたしましては、憲法第三十四條のあとの部分「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」とこの点を受けた規定でありまして、しかしながら實際のこの動きを見ますと、御指摘のように、拘留の開示の請求をする、その結果拘留の理由がない、ということは一層はつきりする、そういう場合もあり、従つて以下の八十七條の拘留取消とか、そういうような手続に結びつくという点が多からうと存する次第であります。

○鐵治委員 そうすると開示の手続を終つて、八十七條でこゝろ決定をする、こゝろいうことになると心得なければなりません。そうすると開示の手続で知られた裁判官と、この取消をする裁判官とは違つた人がやることになると思ひますが、やはりそう考へるは

かはありませんか。

○野木政府委員 八十七條は八十七條として、開示の手続とは無関係に弁護人等の請求、または裁判所の職権で本條に規定してあるような場合には勾留を取消することが出来る。そういうことになつておりました、八十七條はそれ自体として、独立に働いて得るものと、また実際の運用の面から見ると、八十七條以下の開示の手続と相結びついて、たとえ開示の手続を請求する。それから引續いて弁護人側から勾留の取消を請求するということに、結びついて働いて得ることも考えられる次第であります。

○磯谷委員 どうもこれは、私今まで考えておつたこととたいへん違ひなものであります。そうすると今の御説明でいくと、開示の手続で開示した裁判官が、そのまま八十七條でこういふうに取消もできる。こう承つたんです、それでしたね。

○野木政府委員 そうした場合もあります。

○磯谷委員 そうだとすれば、開示の手続をやつて、そうして理由がないことがわかつたら、今度は八十七條によつて改めて取消の請求をする、こういうことになるのであります。

○野木政府委員 八十七條によつて請求する場合もありますし、また理由がないということがわかつた場合には、裁判所としては職権で勾留を取消しなければならぬということになつておられますので、その方でも場合が多かりうと思ひます。

○磯谷委員 なるほどですか。するとやはり職権でやる場合も八十七條でやるのですか。

○野木政府委員 さうでございます。

○磯谷委員 そんな必要はありませんか。それで先ほどの説明で憲法第三十四條の第一の理由、第二の理由、第三の理由として御説明がありました、この第三十四條を讀んでみますと、第二のところが「又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があればその理由は直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。こうなつておるから正当な理由がなければ拘禁されぬ。そこで理由を聴く、理由を聴いて正当でなかつたら拘禁されぬものだ」ということの決定があるということをやつたが、しからざればたいまつしやつたように、理由だけを明示するだけに、どうも公開の法廷というふうなことは必要はないんじゃないかと思ひますが、これは當然明示した、第二番目に書いてある正当な理由があつたかなかつたか、なかつたら拘禁されないのである、これを調べるという意味でなくちや無意味に終るようになり、幾段にもお考えにならなければならぬのでしようか。

○野木政府委員 憲法第三十四條の御指摘の箇所は、英文等を参照して考えてみますと、何人からでも要求があつたならば、ただちに拘禁されておる本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で、拘禁の理由を示さなければならぬ、という趣旨であります。これによりまして身体拘禁といふものが、拘禁する官憲と被告人との相対するだけの理由をつけられ何とかなるというこ

とでなくて、公開の場所でも堂々と留つて、批判を仰けるような理由でのみ拘禁できる、そういう点を担保しておつて、ここにこの規定の重点があるものと解して、八十七條以下の規定を設けた次第であります。しかしながらもとより八十七條以下あたりの規定と制單的に結びつきまして、御指摘のような作用を發するようになつておる、おつた次第であります。

○磯谷委員 大体わかりましたが、するとただ最後の点は、開示をした裁判所がただちに開示の理由がなかつたといつて勾留取消の決定をそのままやつたといふすれば、開示の手続によつて取消されたものではなくて、八十七條により特別の手続で取消されたところ解釈すべきか、それとも開示をやつてみて、なるほど理由がなかつたといふことがわかつたから、開示の手続によつて取消したといふことが、そこできまると思ふのです。議論のわかれはそれだかと思ふが、私は開示の手続で理由がなかつたといふことが明瞭になれば、取消するといふことがかえつて適當ではないか。それだけのことで

○野木政府委員 その点は八十七條が、請求と職権と両方合せて規定してあり、また一応開示の手続とわかれて獨立にその條文が働いておるやうな形で規定してあるわけでありまして、しかしながら御指摘のような場合には、職権で勾留を取消するということにならうかと思ひます。開示の手続と結びつけて考えても、開示の手続としては必ずしも不當ではないと思ふ次第であります。

○岡井委員 私は検務長官に一点だけお伺ひしたいと思ひます。新法は被告人に黙秘権を与へたり、弁護人との自由な接見を許したりしておられます。そこでこれは好むに任けたる者とか、大事件の被告人であるとかいふものがあります。免れるやうになりまして、つまり弱者の犯罪はおおむね証拠が目に見えて転がつておる、証拠隠滅といふやうな悪用なこともよくいたしません。弱者の犯罪、愚直なる者の犯罪、可憐なる者の犯罪、かようなもののみ検査されることに相なることを私は非常に恐れるものでございまして。それで新法はたしてさうな憂ひなき傾向に向つて進んでおるのであるかといふ点についてお伺ひしたいと思ひます。

○野木政府委員 お答えいたします。ただいまの御質問のように犯罪が次第に激増いたしており、しかも相当大物なども免れておるやうな状態ではないかといふ点につきましては、私もその感を深くするのであります。私ども理想をいたしまして、いさゝくも犯罪あれば全部これを検査するといふことが一番いいことでありますけれども、現下の司法警察並びに検察官の手薄の状態と、しかもその犯罪の激増との關係を見ますと、どうしても理想通り全部これを検査し、そうして処罰すべき者はすべて処罰するといふことには、かたがた、まことに私ども遺憾に思つております。しかしながら、一方からいへば犯罪者を逃したといふにしても、一人の犯罪者を刑務所に置くといふやうなことになるべき社会不安を起す原因になると考えます。それでこの改正案も憲法の趣旨に従ひまし

て、一人の犯罪者を刑務所に置くといふことのないやうにしようといふことが、根本理念になつております。従つて先ほど御質問のように、被告人に黙秘権を認めておくと、一層犯罪者を逃してしまふやうなことになるのではないかと御心配になります。私は、私も同意であります。しかしながら憲法第三十八條には「何人も、自己に不利な供述を強要されない」といふことを明記しており、それに關連いたしまして、この刑罰法第三百十一條の規定ができておるわけでありまして。しかししてこの改正案の建前が、公判において當事者訴訟主義の建前をとつておるのでありますから、被告人がかりに黙秘したしておりましたも、原告官である検察官があらゆる証拠を蒐集いたしました、これを法廷に提出いたしました、そして罪を犯しておる者をつとめて逃さないやうに努力するのは當然であります。それは検察官に課せられた責務と考へるのであります。なお小さいものばかりを挙げて、大きいものを逃しておるのではないかといふ御質問の点につきましては、あるいは結果においてさうなふうにお考へになられるのも御無理のないことと思ふのであります。しかしながら検察当局といたしましては、決して大きいものをわざ／＼知らぬ顔をして、小さいものばかりを検査したしておるやうなものではないのであります。しかししていへば複雑な事件、あるいはその他知能犯罪事件といふやうなものは、やはり関係人が極力その犯罪の現われないうちに、いろいろの方法を事前に講じておるのであります。検察官もやはり人である、しかもさきほど申し

上げました通りに、その数も十分でない。しかも一方幾多の事件が激増、続出しておるといふ状態では、さうなことはまことに遺憾でありますけれども、時において、結果においてさうなふうに考えられるようなことになるといふことは、私もこれは、はなはだ遺憾と思つておるのであります。しかし御趣旨の点につきましては、私もつとめて御趣旨に即うに一段の努力をする考えであります。

○岡井委員 やはり私は黙秘権、あるいは弁護人と自由な交通を許すといううなことは、これは、悪い者のみ巧みにこれを利用することが出来る。ばかな者はこれあるがために、かえつて禍いをこうむるといふようなことになるのではないかと、これを、非常に恐れるものでございます。議論をしておりましたように、ありませんが、この法律は実は罰則的大法律でございまして、至急にどうして通過させなければならぬという理由がございまして、その要だけ簡単に結構でございまして、伺いたいのであります。

○本内政府委員 お答えいたします。新憲法は基本的人権の保障ということをお説き願ひたいとおるのであります。しこうしてその基本的人権を尊重するといふことを、實際面においてどういふふうを実現していくかといふことになりまして、いろいろの方法があるものであります。中でも刑事手続が最も重要なものであらうと考えるのであります。従つて、これに憲法の趣旨を体した刑事訴訟法というものが実施されなければ、結局この憲法の要

請しておる基本的人権の保障ということを実現することは困難であります。従つて刑事訴訟法は、憲法に次いで最も重要な法典であると考えておるのであります。しこうして先ほども申し上げました通りに、今回の改正案は、この憲法の趣旨を受けまして、つとめて基本的人権を最も擁護するように、各規定を設けたのであります。結局これを一日も早く実施するといふことが、一面私どもは憲法の要請しておるところであらうと、かように考えるのであります。そこで前のこの委員会の席上でも、私からこの刑訴の改正案を御審議願ひに上つた経過について、この法案ができましたにつきましては、その筋とも十分なる折衝を遂げ、さうして従来日本に行われておる現行法のような、いわゆる大陸系訴訟手続で、十分基本的人権の保障を完了することができないといふので、英米法系を採用した次第であります。したがって一から十まで全部英米法系を取入れたものではないのであります。わが國にはわが國のまた國情もありまして、なお大陸法系のいい点を加味いたしまして、この改正案ができた次第であります。しかも先ほど申し上げた通り、どうしても急いで実施しなければならぬという理由が、この刑訴が実施されなければ、憲法の要請する基本的人権の保障を完うすることができない、かように考えたからであります。

○岡井委員 私はこの法律によりまして、日本の善良なる大多数の國民の基本的人権が脅かされたり、幸福が奪われたり、正義心の満足がでなかつたりするやうな点を憂うものでござい

ます。が、どうも條文を眺めてみましても、さうな点に対する御配慮は、なほは薄いように思われるのでござい

ます。この法律の実施後、結果が非常に思わしくなきときは、また旧に返られるとか、新しい工夫をされるとかいふやうなこともお考えになつておられるのでございませうか。この点もごく簡単によろしうございませうから、ひとつ伺いたいと思ひます。

○本内政府委員 もちろん改正案の趣旨は悪いことをしておる者の人権だけを尊重しよう、かように言うのではあります。この中でやはり第一條に掲げておきました通り、この公共の福祉といふわけの中において、基本的人権の保障をしようとするものであります。しかして一面法廷に現れた者のみの手続が、結局刑事手続になるわけでありまして、一面悪いことをした者のみに関係する法律手続のように見えますけれども、さうなことでなく、先ほども申しました通りに、罪なき者が法廷に立つといふやうなことをしないようにしようといふために、ここに至れり盡せりの規定を設けた次第であります。

○岡原(子)委員 ちよつと二、三點お伺ひしたいと思ひます。被告人の召喚勾引及び勾留の章、第八章の第五十八條第二号にこういふことがござい

ます。被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じない處があるとき、といふことが書かれておりますけれども、「応じない處があるとき」といふのは、どういふ点から判断されるのでございませうか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○野本政府委員 たゞはほかの開係人の口から、あの被告人は逃げよう準備しておるといふやうな情報がい

○岡原(子)委員 次に第六十條、これは先ほどから鑑治委員と政府委員の間に幾度か繰返された点でございませうけれども、また私はあらためてお伺ひしたいと思ひます。裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足る相當な理由があるときは、これを勾留するこ

○本内政府委員 お答えいたします。仰せのごとくこの訴訟法は当事者訴訟主義をとつておるのであります。法廷において被告人が自由な立場から、十分自分の犯罪事実につきまして防禦させるということが根本的な建前になつておるわけでございませう。従つて身柄を拘束せずに公判を進行するといふことが原則と考えられております。しかしてどうしても勾留をしておく必要が起る場合があるもので、第六十條のやうな規定を設けたのであります。そして六十條の規定の犯罪を犯したと疑うに足る相當な理由がかりにあつたといひましても、これは裁判所がそれを勾留するか否かは、裁判所の裁量にあるわけであります。こゝういふ理由があつたからといつて必ずしも勾留をしなければならぬ、かやうな建前ではないのでございませう。それから勾留

○野本政府委員 一応ごもつものやうにも考えられますけれども、なおただいま例にあげたやうな場合におきましては、そのまゝにしておきますと逃げてしまふ。さうなりますと手数が非常にかかりますので、やはり適用は非常に慎重にしなければならぬことはもちろんであります。やはり法文としてはこのやうな形にして存置した方がよいと考えた次第であります。

する。そうして争ひ途が開けておる次第であります。

○副原(子)委員 次に第九十一條の「勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を

許さなければならぬ」といふ規定がございますけれども、これは第八十九條に示されているような理由があるときにも保釈を許さなければならぬのでありましょうか。ちよつとお伺いしたい。

○野本政府委員 第九十一條の規定は第八十九條の規定とは別個にあるものでありまして、いやくも勾留による拘禁が不当に長くなつたと認められる

場合におきましては、八十九條各号に掲げるような場合でも、あるいは勾留を取消し、保釈を許さなければならぬ

い。そういうことになる次第であります。

○棚原(千)委員 不当に長いというこ
との範圍及び程度についてはどうお考
えでございますか。

○野木政府委員 この不当に長いといふことは、その罪の性質あるいはその

ときの裁判所全体の人員の關係、その他いろいろの事情から判断いたさなければなりませんので、抽象的にたとえば窃盜事件ならばどのくらいがいいと

かいうことはなかく断定できません。結局は最高裁判所の判例によつて、順次大体の目安がきまつていくものと思つておる次第であります。

○石井委員 これは法文の解釈上ちよつと誤解があると思ひますので質問するのであります。第百五十條、第百五

十一條でありますが、「召喚を受けた証

人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。百五十一條では「証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。」という規定があります。百五十條の方は裁判所が行う秩序罰、つまり検事の起訴をまたずになす処分であるかと思ふのであります。百五十一條は検事の起訴をまたずになすところの罰金または拘留の処分であると思われるのであります。が、念のために伺いたい。

○野本政府委員 ただいまの御質問は御説の通りであります。

○石井委員 そこで一遍裁判所で秩序罰として五千円以下の過料に処したあとで、検事局から起訴がある。そうするとまた百五十一條によるところの五千円以下の罰金または拘留と二重に処罰をされるような形態ができると思ひますが、この点についてはいかがでありますか。

○内府政府委員 仰せのごとく一方は刑罰であり、一方はいわゆる不出頭に於ける手続料という一種の秩序罰である過料でありまして、全然性質が違ひますので、同じ一つの事実について両方科することでもできるという建前でありまして、しかしながら実際の運用といたしましては、さようなことは起り得ないだろうと考へておるわけでありまして。

○石井委員 二百七條の規定であります。が、検察官の勾留に對しましては、勾留理由の開示その他いろいろと勾留に伴ふところの被疑者の防禦手段というやうなものが規定されておらないように思はれるのであります。この二百七條の「前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に關し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。」この規定の趣旨は、被疑者に対する勾留理由の開示を求め、あるいはまた被疑者に対する勾留に關するいろいろの防禦的処置を講ずる趣旨を含んでゐる、かように解してよろしゅうございませうか。

○野本政府委員 第二十七條の書き方がきつて技術的な書き方になつておる。一見不明瞭のようには見えて恐縮でございますが、立案の趣旨といたしましては、まづたたくお説の通りでございます。その文字的に申しますと、但書に「保釈については、この限りでない。」という文字が加わつておりますので、この反面保釈その他勾留開示、こゝろ勾留に關するものゝ被疑に關する規定は、全部被疑者にとつてもいづれに準用されてくるという建前でありまして、ただ保釈については捜査中の勾留という性質上、これを適用しないという建前でございます。従いまして、勾留執行停止の規定は準用と同様な關係になつてくるものと思ひます。

○石井委員 二百二十六條と二百二十七條についてお尋ねしたのであります。が、起訴前においては二百二十六條の理由があるわけでありまして、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有するものと明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に對して、出頭又は供述を拒んだ場合、こゝろ規定があります。が、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる、これはどのような

趣旨であるか承りたい。

○野本政府委員 この案におきましては、裁判所または裁判官が取調べるものにも証人尋問、証人という言葉を使つておりました。検察官とか警察官が調べる場合には証人という言葉を用いておらないわけでありまして、二百二十六條の御指摘の「犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有する」と明らかに認められる者」といふのは、いわば証人に相当するものでありまして、しかも捜査に欠くことのできない知識と云ふ点で相當重要な証人、しかもその証人が知識を有するといふことが明らかに認められるといふ場合だけが、二百二十六條の適用になつてくる次第であります。

○石井委員 そういたしますと、この犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有するといふこの証人は、被告人側にとつても非常に重大なる証人であると思はれるのであります。そうしますと、公訴の提起前ならばいざ知らず、公訴の提起後においては裁判官がさうな被告人にも利害のある証人を調べるときにおいては、被告人の防禦權といふものを行使する建前上、当然弁護人がその証人の尋問に立会うといふことが必要ではなからうかと考へるものであります。この点伺いたい。

○野本政府委員 第二百二十八條第二項におきまして、ただいま問題となつております第二百二十六條の証人尋問の場合には、捜査に支障を生ずるおそれがないと認めるときには弁護人を立てさせることができるということになつてゐるのであります。そして捜査に支障を生ずるおそれといふのは、公訴を提起する前と後とは非常に違ひがある

りまして、公訴提起後第一回公判開廷前の場合におきましては、捜査に支障を生ずるおそれがある場合は非常にまれでありまして、従つて裁判官が弁護人に立会わせるといふ機会が非常に多いことと思ひます。それから仮に立会わなかつたといふとしても、この裁判官がつた証人尋問調書といふものは、三百二十一條第一項第一号の規定によりまして、その証人が死んだ場合、あるいはその証人が公判期日に出来て來た供述をした場合のみ証拠となる。しかもこゝろの場合におきましても、弁護人側は三百八條の規定によりまして、その調書の証明力といふものを争うためにいろいろの機会を与えられてゐる。そういうことになつておきますので、現行法の場合と質的には非常に変つて來て、被告人側の担保は十分達しているのではないかと云つてゐる次第であります。

○石井委員 公訴の提起後は一応捜査段階をすぎた公判の段階に入つたものと解すべきが適當ではないかと思われ、これは公訴提起前というふうに一応解すべきが適當ではなからうかと思はれるのであります。その点について念のためにもう一度お尋ねしておきたい。

○野本政府委員 第二百二十八條第二項の捜査に支障を生ずるおそれといふのは、お尋ねのこゝろのおそれがあるのは公訴提起前が多いものと思ひます。ただ、ときに追起訴などの關係になりますと、場合によつては公訴提起後においても、ときとしてこれに該当する場合が出てくる可能性はあると思ひます。

○石井委員 それは追起訴とその他の理由によつて一応公訴された、その理由によつて公判が開かれるといふような場合においては、公訴提起後の証人調べといふものは、この捜査に支障を生ずるおそれがない、こゝろに立会ひを大體解釈して差支えないと思ひますが、その点伺いたいと思ひます。

○野本政府委員 ただいま申し上げました追起訴、こゝろの特異の場合以外におきましては、大體捜査に支障を生ずるおそれがあるといふのは、公訴提起までの場合と御理解くださつて結構に存じます。

○石井委員 これは前回野本政府委員にいろいろこまかに尋ねたのですけれども、今後におけるこゝろの公判進行上に非常に問題があると思はれるので、木内長官に特にお尋ねしておきたい。それは第二百九十九條の問題であります。今度の訴訟法上の建前は、検事の公訴は起訴狀一本といふことになつておるのであります。そういたしますと、弁護人はその後において裁判所に検事局がいろいろな記録を逐次出されるのを待つて、そして訴訟を進行しなければならぬ。こゝろにやうなことが起る。そうしますと裁判といふものは延引に延引を重ねるやうにならうと思ふのであります。その点を防禦するためには、どうしても検察官側において調べたところのいろいろな聴取書、あるいは尋問調書、あるいは鑑定、これら検察官側において整えたところの一件書類といふものを、あらかじめ見る機会がなければならぬと思はれるのであります。そしてこの二百九十九條は大體條文の上からは「あ

しますと、やはり検察官側としては一応公訴事実を立証し、しかもその立証する際には、もとより被告人側の一部の有利な証拠をも考えつつなお公訴事実が発生するという事実を立証するわけであります。それに対して被告人側は、公訴事実を消極ならしむような点を立証していく、あるいは検察官側の立証と争ってその証明力を奪っていく、そういうことになるわけであります。裁判所はその結果、なおこの点を

調べてみなければ有罪であると断定できないといふような場合には、職権で補充的に取調をする。そういうような考え方になつております。従いまして檢察官が公益の代表者として被告人の不服を決定する等の場合におきまして、被害側側の不利な情報のみならず、

訴を決定する。また刑の量定をする場合においても、一応被告人側の立場も考えて求刑をする。しかしながら何人も全部被告人側の有利な点を積極的に関に全部拾ひ上げる、そこに主力を注ぐという、そういう意味では二つの公判におきましては、檢察官は行動いたす

こと何この説話に於てないとしておれ
ません。それはむしろ弁護人側の任務
になる、そういう考へ方に従つてお
次第であります。

○石川委員　さらにお聴きたいので
ありますが、二百九十六條の「証拠に
より証明すべき事実」この事實はもと
より犯罪事実がその主たる対象であ
る。

刑の量定になつたときに公然たる事實、たとえば二百四十八條に書いてあるようなことも、刑の量を定めるにつ

刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずるおそれがあると
き、こういう場合において執行停止の

期間をつけなければならぬということ
でございます。執行停止の処分をされ
ばそれでよろしいのでありますが、執
行停止をやりましたあとに刑の執行を

やるといふ場合には、どういふ手続になつてまいりますか、ここに明らかになつておらないかと思われますので、

その点をお聴きしておきたいのであります。慣例がございますれば慣例でよろしい。

○野木政府委員 四百八十二條各号に掲げてあるような事項がなくなつてしまつたような場合になりましたならば、檢察官は改めて刑の執行を指摘す

る、そういうことによつて賄い得るものと考へます。

○石川委員　了承いたしました。

○井伊委員長 この際委員長から一点
お伺いしておきたいと思います。第五
十三條の訴訟記録のところで、闕覽手
改訂の二つが三異なれども、訴訟手

記録の保管ということも手数料のこととも別に法律でこれを定めるといふふうになつておるのでありますが、この法

律では、この訴訟記録の保管や手数料のことについてはどういふ構想をおもちでありますようか。

○野木政府委員 実には確定訴訟記録を裁判所で保管すべきであるか、あるいは検察官ないし検察廳で保管すべきであるかこの点主として、いろいろ議論

があり、まだ解決に至つていない次第でありまして、法務廳といたしましては、なお裁判所、檢察廳、法務廳よく

懇談いたしましたして、いましてよく話し

合つてみたい。そういう考えをもつておつた次第でありまして、きまりますならばその案を法律という形で國會に出しまして、なおどうしても話合いがつかぬかつた場合におきまして、一應法律という形にして國會に出せば、國會の御批評によつてきまり得る、そういう考えのもとで、時間の關係上今度のこの案におきまして、いづれかにきめ出すことを出しますのはいろいろ錯雜もいたしますし、なお先ほど申し上げたようにいまだ少し／＼話し合つてみたいという点もありますので、一應別に法律で定めるといふことにいたしておる次第であります。

○木内政府委員 野木政府委員のたゞいま申されたことについて、一言附加して申し上げたいと思ふのであります。この確定訴訟記録が裁判所側で保管すべきものか、従来のように檢察廳で保管するのが適當かといふことにつきまして、いろいろの論議が現在もあるものであります。そこで裁判所側の意向といたしまして、もちろん中にはこれは檢察廳に保管するのが相當だという意見をもつておられる人もあるものであります。また他方、これは裁判所が裁判をした訴訟記録であるからその裁判所に保管しておくのが本筋である。こういう主張があるのであります。檢察廳側といたしましては、なるほど記録は裁判所が作成したものであるけれども、その後裁判の執行は檢察官がこれを指揮しなければならぬ。それからまた恩赦法によつて恩赦の手續を檢察廳において責任をもつていたさなければならぬ。そのためには判決原本及び訴訟記録が必要である。ただ自分のところで裁判をしたのだから

自分のところのものだといふ考え方は、私どももよくと納得いき兼ねるものであります。もつと大所高所から見なければ、訴訟法上の判決が確定したという後、執行という問題の責任がある。なお恩赦の問題がある。さうな点から見ましても確定記録は檢察廳に置かねばならぬ。裁判所の一部のおつしやることには、そのときには貸してやる、こうおつしやる。それもこれもつともであります。が、私どもの方も裁判所の必要な場合はいつでもお貸しする。大体において確定記録は裁判所では自分のところで保存されるだけで、われ／＼はその記録に基いていろいろ法律の命するところの手続をいたさなければならぬわけでありまして、だからこれは理論上また實際上、檢察廳が保管すべきものだといふ意見でおるのであります。そうしてなるべくこの問題を改正案を提出する前に解決いたしたいと思ひましたのでありますけれども、解決いたさないものでありますので、かような一時規定を設けたような次第でございます。

○井伊委員長 なお訴訟記録の手数料のことについてはどういふ構想をもつておられるか。

○野木政府委員 この点につきましては、全然費用なしで閲覧を許すといふことは、整理等の關係につきましても非常に困る点がありますので、やはり整理のため若干の手数料をきめた方がよいではないか、そういう考えでございます。もちろんこの手数料は閲覧を禁止する、狭めるという意味の制限的な手数料を考へておる次第ではございません。

○井伊委員長 これにて散会いたしませう。

午後五時二分散會

〔參照〕

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

最近社会不安に由來する凶悪犯や経済罪犯が増増し、これがため地方裁判所や家事審判所の事務は繁忙を極め、司法研修所の機構も拡充された。これらの必要に応じ、最小限度に裁判所職員の増加を図る必要がある。これがこの法律案提出の理由であつて、その内容は、判事補、司法研修所一級教員、二級裁判所事務官、三級裁判所事務官の定員増加である。

二、議案の修正議決理由

この法律案は、定員増加の法案であり、概ね妥當と認められる。但し、原案中に檢察審査会事務官の増員を含んでゐるのは、現在のところ檢察審査会法案の成立見込がつかないもので、その定員を削除する必要がある。よつて本委員会は、原案中より檢察審査会事務官の定員六百名を削除し、その残余をもつてこの法案の定員数とすべきものとして別紙のごとく本法律案は修正議決した次第である。

昭和二十三年六月二十四日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長 松岡 駒吉殿

裁判所職員定員に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

裁判所職員定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條判事補の部中「〇專任二百五十二人」を「〇專任三百七十一人に改める。

第二條中「專任一人一級」を「專任十三人一級」に改め、「專任五人二級」を削る。

第三條第二項中「十人」を「二十人」に改める。

「專任四人 一級」

「專任二百五十九人 二級」

「專任三百五十七人 三級」

「專任五人 一級」

「專任六百九十九人 二級」

「專任四千七十一人 三級」

第四條中

「專任三百二十一一人 一級」

「專任三千六百九十五人 二級」

「專任三百六十九人 三級」

「專任三千九百三十六人 四級」

第五條中

「專任二人 二級」

「專任十一人 三級」

「專任四人 二級」

「專任二十五人 三級」

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

（小字及び一は修正）

昭和二十三年十月十八日印刷

昭和二十三年十月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局